



# 米沢平野



【米沢平野土地改良区管内「万世地区」】  
万世地区に関する歴史のあるものについてご紹介いたします。  
14頁の関連記事も合わせてご覧ください。



## 【萬世大路】

山形県と福島県を結ぶ栗子隧道の米沢側には明治の栗子山隧道西口(右側)、昭和12年大改築の栗子隧道西口(左側)が2つ並んでいます。  
明治の隧道には岩盤をノミで手掘りした痕跡が現在も残っています。手掘りでの工事は遅々として進まないため、当時世界に3台しかない蒸気エンジン削岩機1台を米国から購入して隧道を貫通させました。



## 【栗子隧道碑記】

明治15年に栗子隧道米沢側坑口に建立。明治の栗子山隧道建設の経緯、最新型削岩機の導入や住民の負担と開通後の利便性が記載されています。(漢文1718字)【現在は道の駅米沢に移設されている】

石碑の実測法量  
高さ：400cm 篆額：39.8×79.4cm  
幅：140cm 材質：稻井石(粘板岩)  
厚さ：下端37cm、上端14cm  
台座：白御影石(280cm×100cm×90cm)



## 【草木塔】

江戸時代の草木塔三基(左から梓山・刈安・赤浜)が、市指定有形民俗文化財になっています。(平成24年3月)  
草木に感謝し、その成長を願って建立されたと伝えられる石碑のこと。日本国内に160基以上が確認されていますが、そのうち9割ほどが山形県内、しかも置賜地方に集中していることから、上杉鷹山の教化によるものという説もあります。江戸時代以降も主に林業の盛んな地域に建てられており、米沢市万世町梓山、米沢市田沢、米沢市築沢、米沢市綱木などの「木流し」が行われた所に多く建てられています。

## おもな内容

- ◆ 理事長あいさつ ..... 2・3
- ◆ 令和4年度通常総代会開催/令和5年度事業計画/全土連理事就任報告 ... 4・5
- ◆ 令和5年度予算/定款・規約・諸規程等の一部変更改正/令和5年度行事予定 ... 6・7
- ◆ 役員(員外理事)補欠選挙/表彰 ..... 8
- ◆ 令和5年度事務局機構 ..... 9
- ◆ シリーズ「農家の声」/退職者 ..... 10
- ◆ 令和5年度用水計画/用水調整に関すること/土地改良施設の破損について/水難事故防止及び水路への不法投棄防止の啓発 ..... 11
- ◆ 伝言板 ..... 12
- ◆ 土地原簿の確認について/賦課金の口座振替領収書発行の廃止について/消費税インボイス制度対応について/「健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)」の認定 ..... 13
- ◆ シリーズ「管内スポット」/編集後記 ..... 14

## 地区の概要

地区面積/8,891.28ha 組合員/5,578名

〒992-0012 米沢市金池五丁目9番5号

☎0238(23)0015

U R L : <https://www.yonezawa-heiya.or.jp>

E-mail : yonehei@sanae.or.jp



## ご挨拶

理事長 佐 貝 全 健

令和五年度の初めにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年は、組合員の皆様は勿論のこと、本土改区にとっても大変な一年でありました。主食用米の需要減少に加え、穀物や肥料原料の国際価格の上昇並びに電気料金等の高騰など、経営環境は厳しい状況が続いております。一方で昨年六月に米沢市に多数の被害をもたらした大雨、さらには八月に置賜地方を襲った記録的な豪雨と二度の災害に見舞われました。今後もこのような自然災害の頻発、激甚化の傾向が続くことが懸念されますが、改めて洪水被害防止対策や、ため池等の耐震化などの防災減災対策を強力に推進することが肝要であります。

これらを踏まえ、今年度においても、防災減災対策事業を含む農業農村整備事業予算の確保、さらには電気料金高騰に対する支援など、各方面に対し強く要請してまいりますので、さらなるご理解をお願い申し上げます。

山形県は、国の進める農林水産業の成長産業化と農山漁村の次世代への継承を実現するため、スマート農業の実装を可能にする農地の大区画化や畑地化・汎用化等の農業農村整備を計画的に推進するとともに、水利施設の豪雨対策・耐震化等の防災減災、国土強靱化を強力に推進することとしています。

本土改区といったしましては、県や市町、関係機関と連携を図り、農地整備事業・農村地域防災減災

事業・水利施設整備事業等を着実に実施してまいります。特に農地の集積・集約を促す大区画化や農業の低コスト・省力化等を実現する農地整備、長寿命化や災害対策が求められる農業水利施設は、計画的・効率的な補修・更新に努めてまいります。

また、一昨年度より進めてまいりました、男女共同参画時代に即応した新たな取り組みである女性理事登用について、土地改良区運営においても女性の声を反映させることが重要と考え、今年度からは女性理事二名を員外役員として登用し、土地改良事業推進のため、なお一層の努力を続けてまいります。

さて、国の令和五年度農業農村整備事業関係予算は、当初額、令和四年度補正、防災減災、国土強靱化のための五か年加速化対策、TPP対策等とあわせ、令和五年度総額六千三百三十四億円となり、今後の土地改良事業の推進に向けて期待される所でございます。

本土地改良区の継続県営事業としましては、ほ場整備の「亀岡西二期地区」、「浅川地区」、施設保全を行う「屋代郷一地区」、「米沢一地区」、「川西東部地区」、「湍郷堰地区」、ため池整備として「四ツ釜地区」、「間坂地区」、防災減災対策による排水路整備の「大谷地地区」を、新規の団体営事業につきましては、排水路整備の「窪田地区」、用水路整備の「堀金・六郷地区」について、鋭意進めてまいります。

また、継続の調査事業としまして、ほ場整備の「荻高山地区」、「千代田地区」、排水路整備の「柏木目地区」を、新規の調査事業につきましては、管水路整備の「湍郷堰地区」に取り組んでまいります。

用水の安定確保と供給のため、水源となる水窪ダムをはじめとする施設の維持管理について万全を期するとともに、事務の合理化に努め、経常的経費の節減と効率化を図り、賦課金の未収対策にも努力してまいります。

結びになりますが、健全な運営と土地改良事業推進のため、役職員一丸となり役割を果たしてまいりますので、組合員の皆様をはじめ、関係機関のご指導とご理解をお願い申し上げます。

令和四年度

# 通常総代会開催

## 全議案原案通り可決

三月十五日(水)ブランドホクヨウにおいて、令和四年度通常総代会が開催されました。総代(現総数六十三名)五十九名の出席を得、佐貝理事長挨拶、来賓三名からの祝辞の後、議長に第九選挙区の藤巻陽一総代が選任され、定款・規約・諸規程等の一部変更改正、令和五年度事業計画、一般・特別会計の予算について慎重審議の結果、全議案原案どおり可決されました。



議長を務める藤巻陽一総代

## 令和五年度事業計画の概要

### 一 水利調整と施設の維持管理

(1) 水窪ダム等共同施設の維持管理

山形県企業局との共同施設となっている水窪ダム等は、基幹水利施設管理事業により、東北農政局と山形県との間に締結された土地改良財産管理委託協定書に基づき山形県が維持管理を行い、県からの委託契約に基づき県の指導を仰ぎ操作点検業務を行っていく。

また、東北農政局、山形県、山形県企業局、米沢平野土地改良区による共同施設管理委員会において、水窪ダム災害対策現地本部設置基準を設け災害等の緊急時に於ける円滑な対応を行う。

(2) 県営基幹水利施設管理事業 事業費 七五、六一〇千円

(3) 水利施設管理強化事業 事業費 八九、四六〇千円

(4) 維持管理組合との連携強化を図り、かんがい期の用水確保と計画的かつ効率的配水に万全を期す。

(5) 干ばつ時には、在来施設の活用による用水確保を図る。

### 二 農業農村整備事業の推進

(6) 節水、漏水防止並びに水難事故防止の啓蒙を図る。

#### 継続

- (1) 県営事業
  - 農地中間管理機構関連農地整備事業
  - ・ 亀岡西二期地区(高島町) 事業費 七〇、〇〇〇千円
  - ・ 浅川地区(米沢市) 事業費 二〇、〇〇〇千円
  - 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業基幹水利施設保全型)
  - ・ 屋代郷一地区(高島町) 事業費 七二、〇〇〇千円
  - ・ 米沢一地区(米沢市、高島町) 事業費 六〇、〇〇〇千円
  - 水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)
  - ・ 川西東部地区(川西町) 事業費 四〇、〇〇〇千円
  - ・ 浜郷堰地区(南陽市) 事業費 三〇、〇〇〇千円
  - 農村地域防災減災事業(ため池整備事業)

- ・ 四ツ釜地区(川西町)  
事業費 三、〇〇〇千円
- ・ 間坂地区(米沢市、川西町)  
事業費 七〇、〇〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)
- ・ 大谷地地区(南陽市、高畠町)  
事業費 二二〇、〇〇〇千円
- (2) 団体営事業
- 新規**
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業



佐員全健理事長挨拶



- ・ 窪田地区  
事業費 二〇、〇〇〇千円
- ・ 堀金・六郷地区  
事業費 一〇、〇〇〇千円
- (3) 調査計画事業
- 継続**
- 農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業経営体育成型)(計画設計)
- ① 県営土地改良事業計画設計事業(団体営)



監査報告する小関敏弘総括監事

- ・ 苳高山地区  
調査費 八、八〇〇千円
- ② 経営体育成促進換地等調査事業(団体営)
- ・ 苳高山地区  
調査費 一二、〇〇〇千円
- ・ 千代田地区  
調査費 五、五〇〇千円
- ③ 農業農村整備事業実施計画策定事業(県営)
- ・ 千代田地区  
調査費 一五、〇〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)調査計画事業
- ・ 柏木目地区  
調査費 四、五〇〇千円
- 新規**
- 農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業)調査計画事業
- ・ 湊郷堰地区  
調査費 一七、〇〇〇千円

**三 多面的機能支払交付金等**

- (1) 各活動組織へ指導助言を行っていく。
- (2) 耕作放棄地対策として、二市二町の地域協議会の構成員として参画し、解消に努力する。

**四 二十一世紀土地改良区創造運動の継続と趣旨普及**

- (1) 広報の発行、配布並びに愛称「水土里ネット米沢平野」の普及を行う。
- (2) ホームページによる情報発信を継続していく。
- (3) 住民参加型活動(施設めぐりなど)を実施していく。
- (4) 土地改良区及び土地改良施設の果たしてきた役割の紹介を行っていく。

**五 財政・運営**

本土地改良区の財政運営については、複式簿記導入により資産評価等を行い財務状況を正確に把握し、将来に向けた各種積立を計画的に行う。

また、令和五年度の当初予算については、施設の老朽化による管理費及び補修費に係る経費の増加や燃料価格・電力料金などの高騰により財政収支が厳しいなか、各種事業(県営基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業等)を積極的に取り組み、区費負担の抑制を図るとともに小水力発電の売電収入等により、所要財源の確保に努めていく。

経常賦課金は、財政計画(令和元年度から令和五年度)に基づいて十アール当たり四、四〇〇円とし、経常的経費の節減を図りつつ、賦課金の完納を目標に収納率向上と未収対策に努力していく。



**佐員理事長**

**全国土地改良事業団体連合会理事に就任**

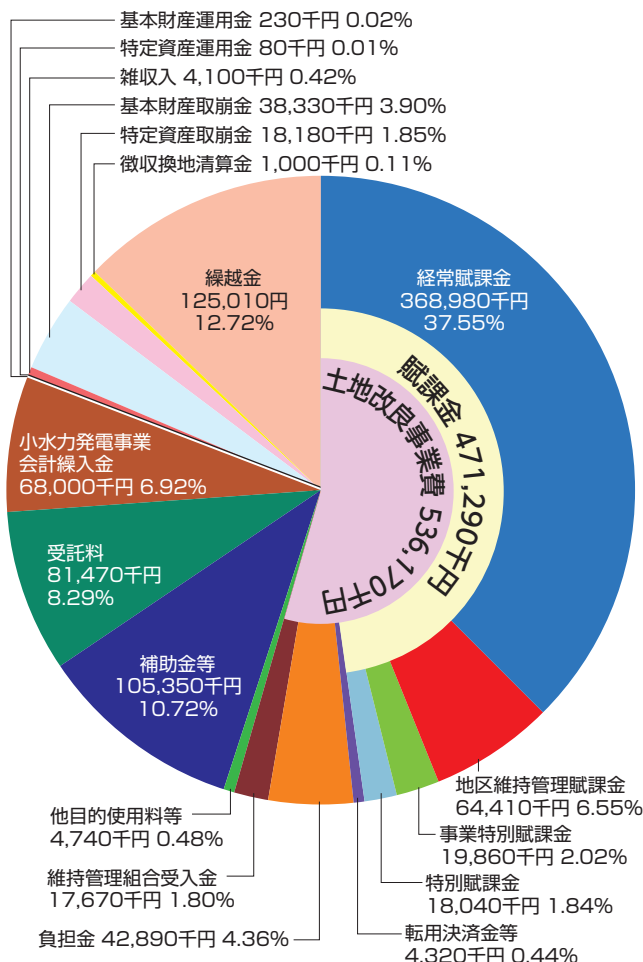
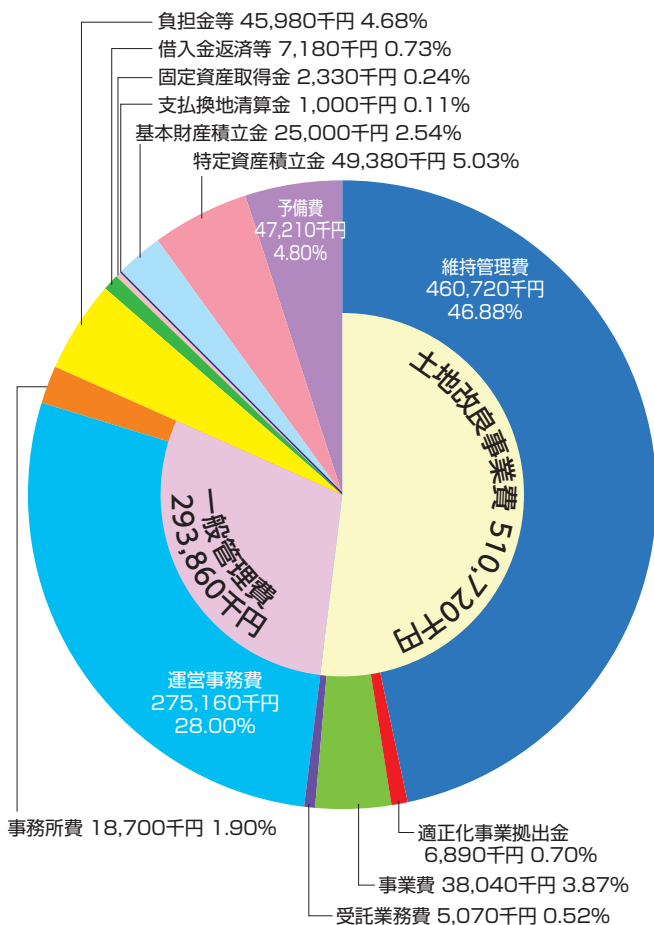
三月二十三日(木)開催の全国土地改良事業団体連合会通常総会において任期満了に伴う役員改選が行われ、当土地改良区理事長であり山形県土地改良事業団体連合会会長を兼ねる佐員理事長が第十七期理事に選任され、四月一日付けで就任いたしました。

# 令和 5 年度 予 算

一般会計 982,660千円

支 出

収 入



## 一般会計予算内訳書

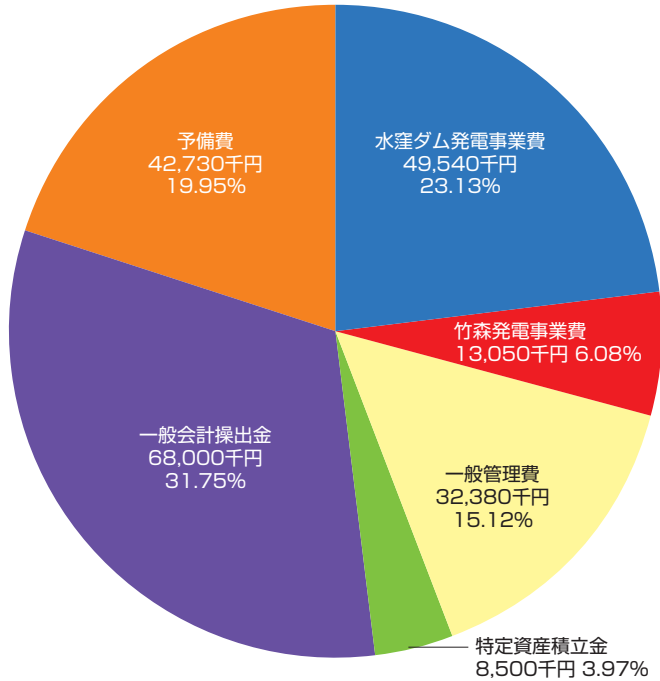
(単位：千円)

会 計 区 分	収 入	支 出
一 般 ( 旧 一 般 会 計 )	746,820	631,600
水 窪 ダ ム 等 共 同 施 設 維 持 管 理 費	33,800	82,880
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 ( 米 沢 平 野 1 )	52,020	58,490
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 ( 米 沢 平 野 2 )	8,420	10,070
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 ( 米 沢 平 野 3 )	30,420	37,010
水 利 施 設 管 理 強 化 事 業	33,530	89,460
県 営 ほ 場 整 備 事 業 亀 岡 西 地 区	9,900	8,640
県 営 ほ 場 整 備 事 業 浅 川 地 区	5,450	5,290
県 営 ほ 場 整 備 事 業 苅 高 山 地 区	40,000	37,230
県 営 ほ 場 整 備 事 業 千 代 田 地 区	22,300	21,990
計(10区分)	982,660	982,660

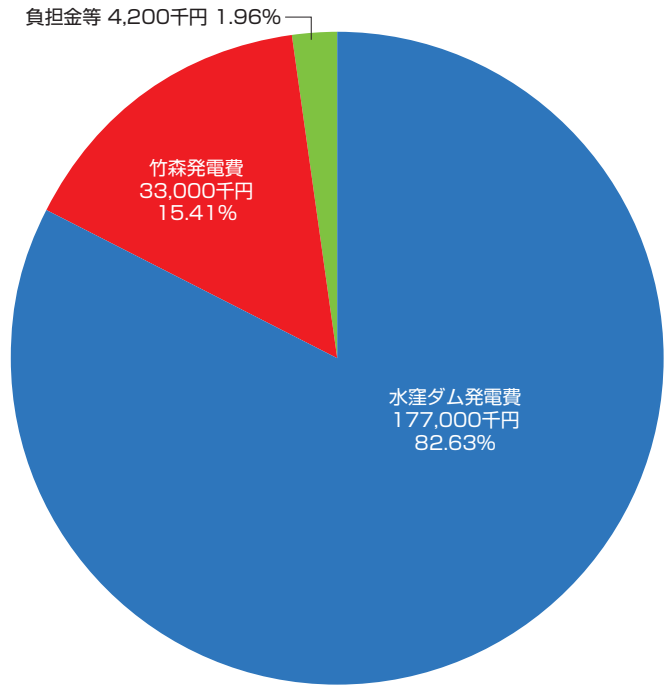
# 令和5年度 予 算

## 特別会計 小水力発電事業 214,200千円

### 支 出



### 収 入



#### 定款・規約・諸規程等の一部変更改正

##### 定款の変更

第二十四条第一項及び同条第五項、同条同項に係る別冊調書(一)(経費分担の基準)  
 ・ 地区加入(高畠町大字佐沢の一部)及び台帳整備による筆数の訂正(筆の追加及び削除等)

##### 第二十六条第一項

・ 償還が完了した事業(高山地区県営経営体育成基盤整備事業(面的集積型)の削除)

##### 第二十六条第三項

・ 完了した事業(両堰地区県営農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業基幹水利施設保全型)の削除)

##### 第二十八条の三第一項

・ 完了後八年が経過した事業(高安地区県営ため池等整備事業)の削除

##### 規約の一部改正

##### 第五十五条(基本財産の種類)

・ 実態に即した条項に改めるために一部改正(字句の訂正)

##### 第六十五条第一項(農地転用等に伴う処理)

・ 法改正(農地法)により一部改正(字句の追加及び訂正)

##### 諸規程等の一部改正

##### ◆会計細則(一部改正)

第三条(会計)、第二十四条(領収証の不受理)、第二十九条(振替命令書)、第五十三条(固定資産の範囲)、第五十八条(固定資産の改良と修繕)  
 ・ 実態に即した条項に改めるために一部改正(字句の追加及び削除等)

##### ◆地区除外等処理規程(一部改正)

第一条(適用)、第二条(農地転用等の通知)、第三条(措置)、第四条(意見書等の交付等)、第七条(会計)

・ 法改正(農地法)並びに実態に即した条項に改めるために一部改正(字句の訂正及び追加等)

#### 令和5年度

#### 各種行事予定

○ 令和五年四月下旬

・ 水窪ダム水神祭

○ 令和五年六月上旬

・ 役員実務研修

○ 令和五年八月上旬

・ 役員合同研修会

・ 第二十四回米沢平野管内農業用水施設めぐり

『水とくらしの歴史発見』

○ 令和五年九月上旬

・ 総代研修

・ 第一回臨時総代会

○ 令和五年九月中旬

・ 水窪ダム環境美化活動

「クリーン作戦」

○ 令和五年十月上旬

・ 水窪ダム災害訓練

○ 令和五年十月中旬

・ 水窪ダム収穫感謝祭

○ 令和五年十月下旬

・ 二十一世紀土地改良区創造運動「PR活動」農業まつり等

へ参加

○ 令和五年十一月中旬

・ 役員・維持管理委員合同研修

○ 令和六年三月中旬

・ 通常総代会

※新型コロナウイルス感染症対策を講じておりましたが、今後は状況を鑑みながら対応してまいります。

# 新役員紹介

## 員外理事に

## 県内初の女性理事二名が就任

米沢平野土地改良区役員の員外理事制度導入に伴い、令和四年度通常総代会において役員補欠選挙が執行され、候補者推薦届出の結果、無投票となり、員外理事二名の当選が決定いたしました。任期は令和五年三月二十三日から令和七年三月三十日までの二年間(第八期役員の残任期間)となります。



選挙会風景



第8期員外役員 当選証書付与式  
(竹田選挙管理者より当選証書付与)



当選証書付与式 (新役員より挨拶)



理事(員外)  
米沢市万世町金谷  
**樋 渡 由 美**



理事(員外)  
南陽市郡山  
**青 木 三重子**

\*\*\*\*\*

# 全国土地改良功労者表彰

令和五年三月二十三日(木)東京都千代田区「シェーンパツハ・サポー」において、全国土地改良功労者表彰式が挙行され、当土地改良区小林一人事務局長が永年に亘る農業農村整備事業の発展に対する貢献と、農業・農村を取り巻く情勢が厳しさを増す中、女性理事登用にに向けた取り組みの推進をはじめ、諸課題の解決にも積極的に取り組んできたことを認められ、二階俊博全国土地改良事業団体連合会会長より表彰されました。

おめでとうございます。

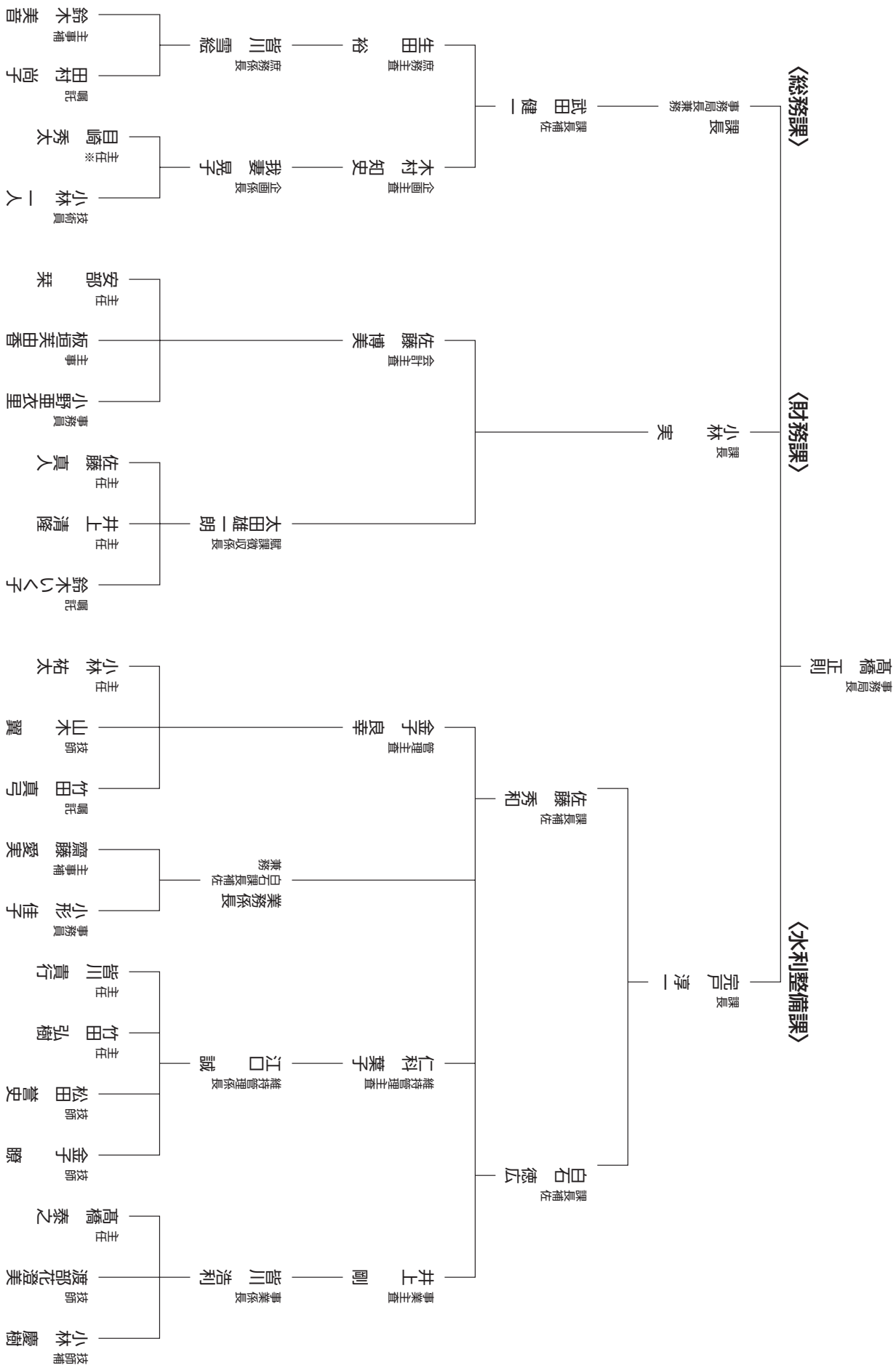


小林一人 事務局長



# 令和5年度 事務局機構

本年度は下記により業務を行いますのでお知らせいたします



※(全国十地改良事業団体連合会系)

# 農家の声

## No.25



シリーズ「農家の声」第二十五回目は、米沢市万世町梓山の加科博美さんをご紹介します。

加科さんは有機農業にこだわり、稲作は合鴨農法で、自家野菜も完全無農薬で栽培しており、安心安全な農産物を消費者の皆様にお届けしています。また、平成十九年から全国合鴨水稲会に入会して活動されており、他にも全国世話人会山形代表、県南漁業協同組合及び万世維持管理組合で監査役を務めるなど多方面でご活躍されています。

### 加科博美さんのプロフィール

加科さんは東京のご出身。平成二年に東京から奥様のご実家のある米沢市万世町に移り、奥様の二両親と同居された後、お義父様が亡くなったのを契機に五十五歳から自家の米作りを手掛けることになり今年で二十年になられます。

現在は専業農家で奥様と二人で農業を営まれています。

### 農業に従事するきっかけについて

私は米沢に移住してから医療機関に勤務しておりましたが、平成十五年四月に義父が亡くなりました。亡き義父は五月の田植えに向けて準備を進めており、稲の苗を頼んでいたり、農協からは化学肥料が届いていました。我が家の持ち田は三反ほどでしたので、「よし、米作りをやってみよう」と思い立ちました。

私は、農業に関しては右も左も全然分かりませんでしたが、その頃は未だ身近にインターネットが何もない時代なので調べること出来ず、亡き義父が残していたチラシの裏のメモ書きを頼りに自分なりに考えながら作業にあたりました。ご近所の方からもお力添えをいただいたり、農家で育ち、子供の頃から農作業の手伝いをしてきた妻からは、農業の用語や技術を教わったりしながら今までやっ



てきました。今でもわからないことは妻に聞いたり、杭掛け作業は要領を得ている妻に任せたりしています。

### 合鴨農法との付き合いについて

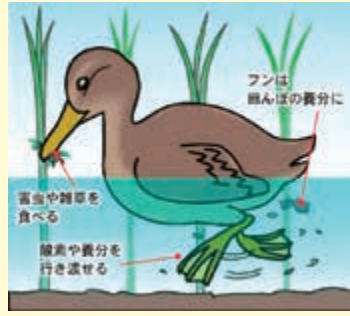
平成十五年から二年間は慣行農法をしていましたが、いもち病の防除作業をしていたら、農薬が付着して頭から真っ白になってしまったので身体に良くないなと思い止めました。その頃某テレビのバラエティ番組の合鴨農法を見ていて「これだ!!」と思い取り組むことにしました。

平成十七年にもなるインターネットも普及し、合鴨もネットで注文し購入できるようになりました。最初は千葉から宅急便で送ってもらい、段ボール箱に電球と毛布を敷いて二年程試しましたが、手間が掛かりすぎることに、合鴨は食べて休むことの方が多くて働きが悪い(笑)。調べた結果、マガモがよく働くこと知り、今は舟形町の農場から生後一週間位のマガモを毎年三十羽買ってきて、小屋に水とエサを与えて放しておいて翌日には水に半日ほど慣らせば、よく働いて即戦力となります。七月上旬までに若いマガモは旺盛に虫を食べたり除草をしてくれます。



マガモは有害鳥獣にエサとして持つていかれやすいので、ネットを張ったり、電気柵を仕掛けたり被害対策を講じています。

最終的には七月の下旬にマガモを引上げますが、昨年は最初三十羽いたのが十三羽に減りました。



シーズンは残ったマガモを仕入れ先へ返すことを繰り返しています。

有機農法を始めて三年くらい経つと田の土がとろつとした状態になり、稲以外の雑草が根を張れなくなりました。そこをマガモの足でかき回すことで雑草がたくさん浮いて水口に溜まるので、その後の雑草処理の仕事が大変捗ります。

### 若い農家の方との交流について

私は米沢市南原地区に大きな佃戸裏がある古民家を所有しており、その家を使って五、六年前から若い農家の方とお付き合いを始めました。農作業中でも芋煮会やバーベキュー、春には山菜を採って山菜鍋をしたりと楽しんでいきます。

そこに集まる若者の口伝えで仲間が増え、時には二十人くらい集まり呑んで騒いで過ごします。その多くは移住してきた方で、中には大学を出てすぐ都会から米沢に移住してりんど農家をしている若者がおり、知

り合った縁で今では私の方から押しかけて農作業を手伝うこともあります。私も七十五歳というこの年になって二十五歳の若い人達と仲良くなり交流が出来るようになるなんて面白いなと思います。私は若者の話題には入れませんが、若者から教えて欲しいと言われれば、多岐にわたって教えています。仲間うちで困った時にはお互いに頼り頼られるような繋がりが出て来たことがとても嬉しく感じます。

また、売れそうな商品を作りだす若者の感性には大変感心しています。



### 新規に農業に従事する方へアドバイスをお願いします

農業は憧れだけではやっていけないので、三年毎の見直しと十年先の長いスパンを見据えて計画を立て、諦めないで頑張ってくださいと思います。

## 退職者

令和五年三月三十一日付  
小林 一人 さん  
(前事務局長)

※令和五年四月一日より嘱託職員として再雇用されました。

今後のご健康とご活躍をお祈りいたします



# 令和 5 年度 用水計画

米沢平野土地改良区利水調整規程に基づき、各水系の配水計画は、水利権や各維持管理組合から聴取した計画等により適期・適正な水利調整を行います。組合員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 通水期間

### 代かき用水の開始

五月六日から五月二十五日まで耕耘状況を見ながら通水します。

### 普通期

五月二十六日から、田植え後から落水まで水稻の生育に必要な用水を通水します。

七月には中干し時期に合わせて用水調整を行います。

### 出穂期

水稻の花水時期に合わせ、普通期最大の通水を行います。

### かんがい用水の終了

九月十日で終了となります。

## 維持管理委員会の開催

適期用排水調整及び施設の管理全般を協議します。

第一回(四月上旬)：年間計画等

以降、必要に応じて開催します

各維持管理組合においても、適正な用水配分や維持管理を行うために細部にわたり検討を行います。

## 施設点検・維持管理

### ゲート及び通信設備点検

四月上旬より順次実施

### 堰上げ

四月中旬より

### 国土交通省関連

四ヶ村堰頭首工

試験通水 四月下旬

試験運転 四月下旬

## 維持管理及び補修

水利施設全般にわたり機能発揮に努め、施設補修等が必要な場合は、早急に行います。

主要施設及び幹線水路沿いの草刈りは、年二回実施します。

## 干ばつへの対応

ダムの放流は計画的に行いますが、異常気象によりダムの貯水状況や河川の流量が大きく減少した場合は、ダムの放流量調整を実施します。

また、各維持管理組合より管内の状況を聞き取り、必要に応じて災害対策本部設置の検討、在来施設の利活用や仮設及び臨時揚水機等の対策を講じます。

## その他

### チラシ等の配布

放流調整等が必要な場合は、チラシ等で組合員にお知らせします。

～米沢平野土地改良区ホームページ『用水状況』より”水産ダムの用水状況”について紹介しております～

<p><b>用水調整に関すること</b> <span style="float: right;">24時間対応</span></p> <p>【連絡先：中央管理所 ☎0238-37-8011】</p>	<p><b>土地改良施設の破損等について</b></p> <p>【連絡先：水利整備課維持管理係 ☎0238-23-3070】</p>
---	--

## 人身事故等防止にご協力を!!

転落防止のために設置している水路の安全蓋が外されたり、蓋の上に車両が乗り上げ破損している場所が見受けられます。

安全蓋は、転落防止の目的で水路に設置しています。人命にもかかわりますので、外したり、移動したり、車輛の乗り上げは決して行わないでください。

もし、安全蓋が外れている、破損している等を発見した場合は土地改良区へご連絡ください。

蓋が外され雪の中で開口

車輛が乗り上げ破損

破損の原因者が特定された場合は、原因者へ費用請求、又は原形復旧を求めます。

よろしく  
お願いします

## ゴミのポイ捨て禁止!!

幹線水路に面した県道又は市、町が管理する道路沿いにのぼり旗を設置し、幅広く啓蒙をしています。

四ヶ村幹線用水路

# 伝 言 板

賦課金等の各支払いは「コンビニでの納付が可能」となっておりますので、下記までお問い合わせください。  
 財務課賦課徴収係 TEL 0238-23-0015

## ◎令和 5 年度の賦課期日及び納入期限

期 別	賦課期日	口座振替日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	令和 5 年 7 月 10 日	令和 5 年 7 月 25 日	令和 5 年 7 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課します
第 2 期		令和 5 年 10 月 25 日	令和 5 年 10 月 31 日	

### ■賦課金は納入期限内にお願いします

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理費や事業の償還金となる重要な運営費です。これを滞納されますと運営に支障をきたし、組合員間に不公平等が生じることとなります。

滞納した賦課金は法に基づき滞納処分(預金、不動産の差押等)を実施する場合がありますので、納入期限内の納入にご協力くださるようお願いいたします。

### ■賦課金の納入は便利な口座振替をご利用ください

◎賦課金納入のために、土地改良区及び農協窓口へ行く手間が省けます。

◎一度手続きしますと、納入忘れが防げます(納入期限の前に残高確認をお願いします)。


## 資格変更・農地転用・施設使用等の届出は組合員の方の義務です!

- ◇組合員資格に移動がある場合
 

公共機関(市町、農業委員会、法務局等)及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。移動がありましたら、速やかに届出してください。

  - ◎農地の移動(売買、賃貸借、交換等)                      ◎農業者年金受給等による経営移譲
  - ◎死亡または生前一括贈与による名義変更                      ◎住所、氏名、法人名義等の変更
- ◇農地を転用する場合(公共用地に買収された時も届出が必要)
  - ◎公共用地(道路、水路)への買収による転用    ◎田から宅地等への転用

※転用に伴う地区除外申請は、手続きに2～3ヶ月かかる場合があるため、早めにご相談ください。
- ◇土地改良施設を利用する場合
  - ◎雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
  - ◎土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用



### ■滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動(売買等)において、その土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法の規定により、新資格者に滞納賦課金が承継され、支払う必要が生じますのでご注意ください。

### ■国営二期事業受益地の農振除外について

平成27年度の国営二期事業完了により、事業完了後8年(H28～R5年度)未経過の事業受益地については、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」により、各市町の農業振興地域整備計画で定められている「農用地区域」からの除外(農振除外)は、特別なケースを除き、原則として認められません。

※特別なケースについては各市町にお問い合わせください。

※各種ほ場整備事業等の受益地についても同様です。

## ■土地原簿の確認について

組合員の皆様が所有または耕作している土地の所在地、地目、地積、賦課種目を確認することができますので、必要な方は申請してください。

申請については、米沢平野土地改良区事務所の窓口または当土地改良区のホームページに申請書がありますので、印鑑、身分証明書を当土地改良区事務所にご持参のうえ申請してください。なお、組合員本人以外の方が申請する場合、委任状が必要になります。



## ■賦課金の口座振替領収書発行の廃止について

当土地改良区では、賦課金を口座振替で納付いただいた組合員の方へ領収書を発行しておりましたが、令和5年度の賦課金口座振替分より領収書を発行しないことといたします。

確定申告の際には、毎年7月にお送りしている賦課金通知書と通帳を照合して賦課金を納付したことが確認できるため、問題はございません。

経費節減の一環として取り組ませていただくものですので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、ご事情により領収書が必要な場合は、財務課賦課徴収係(TEL 0238(23)0015)までお問い合わせください。

よろしくお願ひします



## ■消費税インボイス制度対応について

当土地改良区では、令和5年10月1日から開始される消費税のインボイス制度に向けて準備を進めているところです。

今後は業務上お取引のある事業者様にもご対応していただけるようお願いをしております。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス特設サイト」で確認することができます。

## ■「健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)」の認定

この度、当土地改良区職員に対する健康管理及び健康増進の取り組みについて、特に優良な健康経営を実践している法人と認められ「健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)」に認定されました。

これからも職場環境を整え、日々の健康づくりを実践し精勤できるよう努めてまいります。



# 米沢平野管内スポット

～歴史と産業のまち 万世～

## 『米沢市万世地区の歴史』



前田慶次イベントも大盛況!!



皆さんがお住まいの土地にも各々伝承される歴史や取り巻く背景があることと思います。今回は米沢平野土地改良区管内の南東に位置し、福島県からの玄関口となる『万世地区』に焦点をあてて、地域のご紹介をいたします。

米沢市万世コミュニティセンター館長の梅津幸保さんに「万世地区」の歴史についてお話を伺いました。梅津さんは長年にわたり郷土の歴史ある石造物(石碑)『草木塔』について調査されており、昨年、山形県より「二〇二二年度齋藤茂吉文化賞(人文科学(郷土史)分野)」を受賞されました。お話を伺つと『草木塔』の調査への熱意は強く今後のご活躍も期待されます。



米沢市万世コミュニティセンター館長 梅津幸保さん

### ■万世地区はどんなところでしょうか

現在の万世地区の人口は四千五百人程で、その内新規で居住された方が三千人位おり、色々な団体活動にもご協力いただいているので地域の雰囲気も大きく変わっています。自然豊かな地域で歴史あるものも多く、年齢分け隔てなく楽しく参加できる地域の伝統を継承する祭や行事等が沢山あります。

また万世地区には隣接する竹井地区にかけて昭和四十八年に国の工業再配置促進法によって形成された中核工業団地第一号の『八幡原工業団地』があり、誘致された企業約五十社の殆どが世界と競争しているトックラスの企業なので産業の町でもあるという特色があります。

### ■万世の歴史的背景について

万世村(当時)は明治維新期の明治四年七月十四日の廢藩置縣によって米沢県になり、同年十一月米沢県が置賜県となり、更に明治九年八月鶴岡県及び置賜県を山形県に合併して大山形県となりました。

初代山形県令には鹿兒島県出身の三島通庸が就任しました。その頃は米沢から福島まで移動す

るにも参勤交代行列や普通の人達が通る道として、昔からある板谷街道を使っている時代でした。三島県令は物資の輸送と産業を進めるには荷馬車を通れる道路が必要と考え、県令に就任してすぐに道路造りを始め、五年の歳月をかけて米沢と福島を結ぶ峠道を開削し、栗子峠に八百七十六メートルの長いトンネルを掘り『栗子山隧道』を完成させました。開通した明治十四年当時日本では一番長いトンネルでした。

明治十四年十月三日、明治天皇が東北御巡幸でお通りになった時に道路の様子を見て、素晴らしい道路を造つたということで、翌年『萬世大路(ばんせいだいろ)』と命名していただきました。

この道路ができただけでなく、この道路ができてから物資の輸送や人事文化の交流が活発になり近代化が進んだお陰で道路沿いには宿屋ができたお陰で道沿いには宿屋ができたお陰で道沿いには宿屋が敷かれたため歩く人がいなくなり廃れてしまったという経緯があります。

現在はその名残が遺跡としてあるの、我々『歴史の道土木遺産萬世大路保存会』で遺跡を守り、トンネルにご興味があるお客様には山を散策しながら案内と説



明をしています。その遺跡(萬世大路)が令和二年に『未来に伝える山形県の宝』と認められ大変感謝しております。

### ■初代県令三島通庸



山形県初代県令三島通庸  
三島県令は土木県令や鬼島令の異名をもっている

三島通庸は山形県令在職中に道路建設は勿論ですが、義務教育の奨励、医療の改善、養蚕などの産業振興、さくらんぼの奨励、治安の維持強化などを積極的にすすめたことにより近代化の父と言われており、山形県にとつて素晴らしい功績を残しています。

また彼は五十三歳で生涯を終えており、その短い生涯の中で成し得た仕事や彼の生き様は充分ドラマチックで、是非NHK大河ドラマの主人公として取り上げてもらいたいという気持ちと全国の皆様にも知っていただきたいという強い気持ちで、山形県初代県令三島通庸が五年の歳月をかけ開削した栗子山隧道の偉業を所在地である米沢市万世から発信しようとして、有志が地元の皆様と呼び掛け、県内で先頭をきって昨年六月に『初代山形県令三島通庸をNHK大河ドラマに推薦する米沢市万世会』を発足し、私が会長を任せられ活動しています。

『遠足』を復活させたい  
今の子供達は『遠足』の授業がないのをご存じでしょうか。以前、小学校の校長先生にお聞きしたところ、今はいろいろな理由が重なり『遠足』の授業がないとのこと。子供達が地元のことをよく知らないまま大人になってしまふことがとても残念であり、また心配になります。自分が育つた地元について沢山話ができるように育てて欲しいし、学校の先生だけでなく、地区でも子供を育てることをしなないといけないと思っ

ています。『遠足』には担任の先生に加えて地区の人も三人程同行し、安全を確保して地元の説明をすれば、より安心して楽しく学んでもらえるものと学校と計画しています。

お詫  
広報「米沢平野」第七十七号の八ページ「農家の声」の記事中で寒河江秀明さん、晴希さんがお住まいの川西町大字堀金地区の記事が漏れておりました。関係各位にはお詫びを申しあげます。

編集後記  
編集にあたり、ご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。さて、昨年は線状降水帯による集中豪雨が置賜地方を襲い、二市二町の中でも特に川西町で甚大な災害となりました。各行政、土地改良区でも復旧を進めているものの、まだ完全な状態ではありません。今後も早急な災害復旧対策に期待すると共に、コロナ禍も早く収まり住みよい置賜地方でありますことを心から念願したいと思います。終わりに、今号に関するご意見・ご感想、次号に向けての情報等をお待ちしておりますので是非お寄せください。(編集委員 後藤 恒雄)

発行日/令和五年四月二十一日 □編集/米沢平野土地改良区 〒九九二-〇〇二二 米沢市金池五丁目九番五号 ☎〇三八一-三二一〇〇一五 □印刷/株式会社川島印刷